

『拾い子』に見るクライストの

家父長制批判と父子観

—近代ドイツ社会の変革から現代家族論への展望—

文学部文学科ドイツ文学専攻

はまおか りょうま  
浜岡 凌誠

## はじめに

ハインリヒ・フォン・クライストの『拾い子 (Der Findling)』は、19世紀初頭のドイツ文学において、家族観・父子観をめぐる問題意識を強烈に描き出す作品の一つである。本論文は、この『拾い子』を題材に、クライストが生きた近代ドイツ社会の転換期をふまえた家族観・父子観の変容に注目し、家父長制への批判がどのように表現されているかを考察する試みである。

18世紀末から19世紀初頭にかけて、ドイツではフランス革命・ナポレオン戦争の混乱や啓蒙思想の浸透、ロマン主義的風潮の台頭など、多岐にわたる歴史的・文化的変化が重なり合った。本論文の第1章では、このようなドイツ社会全体の激動のなかで、家父長制がいかに揺れ動き、また啓蒙主義が家族観・親子観にどのような影響を与えたかを整理する。第2章では、クライスト本人の生涯・手紙を参照しながら、家父長制に対する彼の視線や、父子関係をどのように捉えていたかを検証する。とりわけ、本人が軍人家系に生まれながらも芸術家として突き抜けていく矛盾や、父母を幼くして失った境遇と作品世界との関連を考えることで、クライストの家族観が抱える多層的な側面を浮き彫りにする。第3章においては、『拾い子』本文における父子関係の描写を掘り下げ、クライストが「Haus」という語をどのように使い分けて家族・家庭を示唆したかを分析する。建物・財産・家族それぞれの相互作用を通じて、家父長制の脆弱さや愛憎のもつれが露呈し、物語の悲劇性を高める構造に注目する。最後に第4章では、『拾い子』がどのように家父長制を批判し、同時に現代社会における家族のあり方・父子像の変容にまで示唆を与えているかを論じる。クライストの家父長制批判を、血縁や愛情と権威の両立をめぐる普遍的な問題として位置づけることで、多様な家族モデルが模索される今日の社会にとっても重要な意味を持ちうることを指摘したい。

本論文は、クライストの家族観が従来の封建的秩序や家父長制の絶対性を揺さぶり、父子関係の新たな地平を提示したことを明らかにする。そして、2世紀を経た今なお、この作品が父子観・家族観に問いを突きつける理由を、当時の社会背景・クライスト自身の生涯・作品内部のテキスト分析を総合して考察することを目的とする。

## 第1章 ドイツ社会における家族観・父子観の変遷

### 1-1 フランス革命前後の社会背景

ハインリヒ・フォン・クライストが生まれた1777年から彼が世を去った1811年にかけて、ドイツ（神聖ローマ帝国諸邦）およびヨーロッパ大陸全体は、政治・軍事・社会の各面で大きな転換期を迎えていた。まず、1806年まで存続した神聖ローマ帝国は数百に及ぶ領邦国家から成り立ち、皇帝位にはハプスブルク家（オーストリア大公家）が就任していたものの、実質的には封建的領邦諸国がそれぞれ独自の政策を敷いていた。そのため、ドイツ語圏内では統一的な国家意識が十分に育たず、貴族と市民層の間には大きな身分差が存在し続ける。クライストの生まれ育ったプロイセン王国でも、軍人を頂点とする封建的ヒエラル

ヒーが根強く残り、貴族階級が政治や軍務を独占する体制が当たり前とみなされていた。

しかし、1789年に勃発したフランス革命はヨーロッパ全域に衝撃をもたらす。身分制の打破や自由・平等の理念が掲げられると、ドイツ諸邦の一部の知識人や市民もそれに呼応し、啓蒙主義の流れをさらに押し上げた。伝統的権威である君主や教会、家父長が絶対的支配を及ぼすのはもはや当然のことではない——そのような空気が、少しずつではあるが広がりを見せる。クライストが青年期を迎える頃には、ヨハン・ゴットリーブ・フィヒテやフリードリヒ・シュライアマッヘルといった哲学者・神学者たちが「自由意思」や「個の自律性」を説き、多くの学生や若い知識人層が思想的に共感を示していた。

さらに、ナポレオン・ボナパルトの台頭とそれに続く一連の戦争（ナポレオン戦争、1803-1815）は、ドイツの政治地図を一変させる。1806年には神聖ローマ帝国がついに解体され、南ドイツや西ドイツの諸邦はナポレオンの保護下でライン同盟（Rheinbund）を結成する。一方、プロイセン王国は1806年のイエナ及びアウエルシュタットの戦いでナポレオン軍に大敗を喫し、屈辱的な講和条約を結ばされることになった。軍事的敗北だけでなく、重税や徴兵制の強化、対仏従属的な政策によって、プロイセン内外の人々の生活は混乱を極め、既存の支配体制に対する不満が爆発的に増大する。これらの事態が、プロイセン内部での大幅な改革（シュタイン・ハルデンベルク改革など）を促し、農奴解放や行政制度の近代化を進める呼び水となった。

文化的な側面では、18世紀後半から19世紀初頭にかけて広がった啓蒙主義の影響と、ゲーテやシラーらによって築かれたヴァイマル古典主義が一つのピークを迎えていた。しかし、すでにロマン主義的な潮流も頭角を現し、合理性ばかりでは割り切れない人間の内面性や情緒を重視する風潮が若い世代の作家・詩人たちに支持されていた。こうした思想上の揺れ動きが、個人の内面を強調する文学作品の増加をもたらし、権威に挑む主人公や矛盾に満ちた感情を抱える人物像が各地で盛んに描かれるようになる。クライストの作品に顕著に見られる「自己と社会の対立」や「秩序と混沌の相克」といったモチーフは、このような同時代の思想的・文化的土壌に根ざす要素が大きいと言えよう。

このように、1777年から1811年にかけてのドイツ社会は、封建制が依然として残存する一方で、フランス革命やナポレオンの支配、さらには啓蒙・ロマン両思想の波及など、重層的な変革期にあった。人々の生活基盤や権威構造が揺さぶられるなかで、「個人の尊厳」「正義」「自由」という理念が新しい社会を構想するキーワードとなり、多くの作家や知識人が文学や哲学を通じてその問題に真正面から取り組んだ。クライストの作品世界に横たわる激しい衝突や破局のモチーフは、まさにこのような大きな歴史変動のただ中で、社会の秩序に対する疑問、そしてそこに生きる人間の内面の奔流を描き出したものであると位置づけられる。そう考えると、彼が家父長制や社会的権威のもつ矛盾や脆さを遠慮なく物語に織り込む背景には、この時代特有の政治的・思想的混沌が大きく影響していたと言わざるをえないだろう。

## 1-2 啓蒙主義と家父長制への影響

18世紀末から19世紀初頭にかけてのドイツ社会を理解する上で、啓蒙主義（Aufklärung）がもたらした思想的変革は無視できない要素である。啓蒙主義とは、理性（Vernunft）の力

によって人間と社会を進歩・改善させようという信念を基盤とし、個人の主体性や自由が新たに強調される思想潮流を指す。ドイツでは、イマヌエル・カントが1784年の論文「啓蒙とは何か (Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung?)」において、「自らの理性を用いる勇氣 (Sapere aude!)」を掲げ、従来の権威や伝統に盲従する態度を批判したことが一つの画期となった。このカントの思想的主張は、領邦単位で封建制度が根強く残る当時の社会に対して、根本的な自己省察を促すものであり、多くの知識人や教育者、政治家がこれに呼応した。

この啓蒙思想は、宗教観や政治体制のみならず、家族観や道徳観にも大きな影響を及ぼした。具体的には、父を頂点とする従来の家父長制が、必ずしも絶対的な権威として扱われなくなる契機となったのである。啓蒙思想家たちは、人間個々の内面には理性と道徳性が備わっていると考え、教育や学習によって自立した主体を形成することが社会の進歩に不可欠だと説いた。特に子どもを「未熟な存在」ではあっても将来的に理性的能力を開花させよう存在と捉え、厳格な支配や強制だけではなく、啓蒙的な教育手法による導きを重視する動きが広まっていく。これは、子どもへの愛情と理性に基づいた育成という新たな観点が注目されるようになったことを意味し、家内秩序だけでなく社会全体の道徳観に革新をもたらした。

さらに、フランス革命が掲げた「自由」「平等」「友愛」といった理念が、ドイツの啓蒙主義をさらに押し上げた面も見逃せない。ナポレオン軍の侵攻やそれに伴う諸改革がドイツ諸邦で実施されるに従い、人々は社会制度のあり方に再び目を向けるようになる。理性に基づいた行政制度や近代的法体系を整える改革の理念は、民衆のあいだに「個人が尊重されるべきだ」という観念を浸透させ、父の権威を頂点とする伝統的な身分制・家族制度への懐疑を加速させたのである。

このように、ドイツにおける啓蒙主義の広がりには、古い権威構造を形骸化させると同時に「自立した個人」の価値を強く打ち出す思想運動となった。その影響は自然科学や哲学、政治だけでなく、家庭や教育、宗教意識の領域にまで及ぶ。クライストの作品には、人間が自らの内面に潜む理性や感情を手掛かりに「正義」や「愛憎」という概念を掘り下げながら、社会的権威と個人の狭間で揺れ動く姿が頻繁に描かれている。彼の筆致にある激しい情念や衝突を検討する際も、啓蒙思想が否定したはずの権威（家長の権威や封建的秩序）がなお支配的でありつつ、そこに理性の光が強引に差し込むことで生じる人間の苦悩や葛藤を描いている点に注目する必要がある。すなわち、クライストの文学世界を理解するうえで、啓蒙主義の理想と当時のドイツ社会の現実との緊張関係こそが、彼の独自の構想力を生み出した重要な土台だったと言える。

### 1-3 当時のドイツ諸邦における家父長制の実態

『ヨーロッパ家族社会史』によれば、「家族は社会的な共属の最も本来的な形態に属す。したがって、いつの時代も人間が社会を形成する過程、つねに繰り返す家族関係のモデルを基準にしてきた。このことを明確に示しているのは、親族の概念から引き出される用語が、まったく血縁結合に基づかない社会組織にも転用される現象である。たとえば修道院共同体における、父・兄弟呼称の使用である。さらに原初の文化段階では、しばしば社会的な共属

は家族カテゴリーの枠内でのみ観念されている。人為的に親族関係をつくるのが、ここでは社会形成の決定的な手段となった。<sup>1)</sup>とある。

当時のドイツ（神聖ローマ帝国諸邦）では、領主・都市の役人・宗教者など、社会的に上位の立場にある者を「父」と見なし、それに服従する側を「子」に喩える慣行が広く見られた。ここでの「父」とは、必ずしも血縁上の父親とは限らず、むしろ封建契約にもとづく支配―被支配関係や、修道院などの宗教的共同体における上下関係を、家族的語彙で正当化する機能を担っていたのである。たとえば修道院では「院長＝父」「修道士同士＝兄弟」と呼び合い、世俗領主もまた“守る者”としての父性を強調しながら、“守られる者”に服従を期待していた。この慣行は、本来なら血縁に基づくはずの家族という単位を、社会や政治の関係にまで広げることで、統治の枠組みを自然で身近なものとして示す役割を果たしていたと言える。

その背景には、家族が人間社会で最も根源的な“共属”の場であり、「父」「兄弟」といった呼称を転用すれば、支配や従属の構造を感情的な結びつきのうちに包み込めるという考え方があったと考えられる。『ヨーロッパ家族社会史』によれば、特に前近代では、血縁・婚姻以外のかたちで擬制的に“家族”をつくるのが、コミュニティの連帯を形成する決定的手段となっていたという。この「家族カテゴリーの拡張」は、封建制の下での主従関係や宗教集団における上下関係など、あらゆる上下関係を家庭的な雰囲気ですべて覆い尽くし、それを人間的・道徳的なものとして認識させる働きを担っていた。

このようにして成立した家父長制は、領主や家長が“父”的権限をもつ一方、被支配層が“子”として従属する図式を強固に維持し、社会全体の統治モデルを支える原理となった。しかし、その秩序は必ずしも血縁のみで形づくられたわけではなく、修道院や都市共同体でも“家族”呼称が流用されていたように、血統を越えたイデオロギーの枠組みとして通用した点こそが当時のドイツ諸邦の家父長制を特徴づけている。すなわち、家族という最小単位を社会モデルに拡張することで、父権的支配を自然なものとして捉えさせるイメージ戦略が機能していたのである。

一方で、このような家族構造から一方的に多様な社会形態が派生しただけというわけではなく、逆に社会のさまざまな形態から反作用的に影響を受けたとも考えられる。「家族制度の変化は、社会の転換過程を先導し刺激するというよりも、むしろこの過程へのリアクションとしてなされている。<sup>2)</sup>とあるように、家族と社会組織の発展のダイナミズムは流動的であると言える<sup>3)</sup>。

## 第2章 クライストの家族観・父子観

### 2-1 クライストの生涯と主要な作品

ハインリヒ・フォン・クライスト（Heinrich von Kleist, 1777-1811）は、19世紀初頭のドイツ文学において際立った存在感を示し、劇作家としての評価だけでなく、散文作品の分野でも後の世代に大きな影響を与えた作家である。『十九世紀ドイツ短編集』の編集者である川村によれば、近代ドイツの短編小説において唯一共通するのは、「存在」ではなく「不在」、あ

るいは「充溢」ではなく「欠乏」による際立った印象である。クライストの場合であれば、十九世紀初頭のいわゆるロマン派流の幻談とはおよそ関わりなく、刻薄無残な人間の狂熱を、一息に描き通す衝動が際立っている。特に『拾い子』は、とにもかくにも話としては起伏に富んだ、人間の愛憎のくりひろげる地獄絵巻であり、短編小説の中でも度外れた緊張感を特筆すべきだろう<sup>4</sup>。

1777年にFrankfurt an der Oderで生まれた彼は、先祖代々が軍人として活躍してきた家系に育ち、その伝統的な規律と文学への関心が同居する環境のなかで幼少期を過ごしたとされる。クライストの生家の廊下の壁には、十六人の将軍の額が掲げられていたと言われており、父ヨアヒム・フリードリヒ・フォン・クライスト (Joachim Friedrich von Kleist, 1729-1788) は陸軍大尉であり、彼の長男として生まれた嬰兒クライストの将来が立派な軍人になるよう期待されたものであったことは想像に容易い。一方で彼の祖父にあたるクリスチャン・エーヴァルト・フォン・クライスト (Christian Ewald von Kleist, 1715-1759) は詩人であり、ポツダムのプロシヤ将校時代に詩人グライム (Johann Wilhelm Ludwig Gleim, 1719-1803)、ラムラー (Karl Wilhelm Ramler, 1725-1798) と親交があり、当時名を馳せていたボードメル (Johann Jakob Bodmer, 1698-1783) 教授とも交わり、レッシング (Lessing, 1729-1781) は彼をモデルとして『ミンナ・フォン・バルンヘルム』 (Minna von Barnhelm) のテルハイム (Tellheim) 少佐の性格を描いたといわれるほどの人物である。このような系譜からクライスト一家は、軍人家族でありながら詩人一家といっても過言ではない。

青年期になると、当時ヨーロッパを席卷していたフランス革命後の政治的混乱や、ナポレオンの台頭に伴う大陸規模の変革がドイツ社会にも波及し、封建制度や旧来の価値観が大きく揺さぶられる時代を体験する。そのような社会情勢はクライストの内面にも影響を及ぼし、彼の作品世界に繰り返し登場する「権威との対立」や「強烈な内面の衝突」というモチーフを生み出す原動力の一つとなった。

クライストは一時期軍務に就いたものの、官僚としての仕事や学問への情熱との間で逡巡を重ねることになる。社会の劇的な変転や自らの進路変更を経験するなかで、彼の特徴的な気質——激しい情緒や徹底した二元的思考——がいっそう研ぎ澄まされていったとも指摘される。創作面においては、はじめ戯曲を書くことから本格的に活動を開始した。1806年に初演された『こわれ甕 (Der zerbrochne Krug)』や1808年の『ペンテジレーア (Penthesilea)』『ハイルブロンンのケートヒェン (Käthchen von Heilbronn)』などの劇作品では、人間の内面に巣食う激昂や倫理的・道徳的なせめぎ合いを、当時としては挑発的とも言える手法で舞台に描き出した。初演時はその過激さによって評価が割れたものの、20世紀に入ってから再評価され、ドイツ演劇史の重要な一角を担う作品群とみなされている。

散文作品の分野では、1810年刊行の『ミヒャエル・コールハース (Michael Kohlhaas)』や『O 公爵夫人 (Die Marquise von O. . .)』などが代表的である。これらのノヴェレ (短編小説) は、主人公が徹底的に正義や名誉を追求した結果、周囲との対立が抜き差しならない事態へと発展するという筋立てを持ち、読者に強烈な印象を与えた。クライストが生涯を通してこだわり続けたとされる「正義」「道徳」「愛憎」などの概念が、極限的な状況を背景に描かれることで、その物語は社会制度の問題を浮き彫りにするだけでなく、人間の本質を深く問いかける内容にもなっている。

『拾い子 (Der Findling)』は1811年に公刊された短編であり、クライストの散文作品のなかでも成立事情が不確かな点が多いとされている。商人アントーニオ・ピアキーが拾った孤児ニコロの登場によって家族が悲劇的な結末に至る筋書きは、裏切りや復讐、愛憎の交錯を通じて「正義」というモチーフを強く浮かび上がらせる。クライストが着想源としたとされる逸話(後妻と息子の不貞を発見した家長が復讐心から破局に至る物語)を下敷きにしながら、「拾われた子ども」という特殊な要素を取り入れたことで、家父長制や家族制度がもつ不安定さや脆さが一層際立つ構造になっている。

クライストは1811年、わずか34年の生涯を自死によって閉じた。当時はその過激な作風や性格面の極端さなどから「狂気」とも評され、同時代の文壇から十分な理解を得ることは難しかった。しかし後世になると、彼のドラマや散文に示される斬新な構成、強烈な感情表現、そして社会体制との緊張関係に着目した研究が進められ、その先駆性を認める評価が高まった。20世紀に入って、クライストはゲーテやシラーと並び称されるほどの存在へと再評価され、今日ではドイツ近代文学の特徴を語るうえで欠かせない作家の一人とされている。彼の筆致は、社会の秩序と個人の衝突を鋭利に描き、その葛藤のなかで人間の尊厳や主体性を問い直す場を提示しているといえる。このような問題意識は、クライスト自身が生きたナポレオン時代のドイツ社会だけに限定されるものではなく、現代でもなお読者を引き付ける重要なテーマとなっている<sup>5</sup>。

## 2-2 クライストの手紙分析

クライストが生前に残した手紙を手がかりに、彼の家族観や父子観を改めて考察してみたい。西尾氏は「クライストが、同時代に特徴的だった性別役割の観念を強く抱いていたことはよく知られている<sup>6</sup>」と述べるが、それを裏づける事例の一つが、1800年11月に許嫁ヴィルヘルミーネ・フォン・ツェンゲ宛てに書かれた手紙の中に見えてくる。ここでクライストは「官職に就くこと」を強く拒否し、自分が幸せに生きられるのはあくまで「家の内側」と主張しているのだ。問題の箇所を少し詳しく見てみよう。

「実際私自身が不器用過ぎて職を得ることはできない。なぜなら、現実知識を獲得するのに満足しているので、他の人々がその知識を私の中に認めようが認めまいが私はあまり苦しめないからだ。(中略-論者)しかし、もっとも決定的なことは、ある公職でさえ、たとえそれが大臣の地位であっても、私を幸せになしえないということである。(中略-論者)なぜなら、一つのことは確かなのだ、私はいつか自分の家で幸せになるだろう、さもなければ決して幸せではない、舞踏会でも、オペラハウスでも、会合でも、それが侯爵たちの会合であっても、そう、それがわれわれ自身の王が催す会合でもそうなのだ<sup>7</sup>」

ここではクライストが“官職に就く”という公的領域へ進むことを明確に退けている点が注目される。当時、男性が国家に奉仕する職に就くことは、家父長制下の社会通念(「国家市民としての男性」)にもとづいて期待されていたが、クライストはそれらを「自分が幸せにはなれない」選択肢として断じ、家の内側での生活を至上の幸福と捉えている。その一方

で、この文面は単なる反社会的・反権威的な宣言ではなく、「自分には向かないし器用にこなせない」という自己認識を強調するにとどまり、“男性は本来公的役割を担うべき”という価値観それ自体を否定する論調はあまり見られない。むしろ、彼が「官職に就きたい男性」「社交の場を好む層」が存在することは当然のこととして認めつつ、自分だけはそこに当てはまらないことを必死に弁明している姿が浮かび上がる。

こうした態度は、クライストの家族観・父子観を理解する上でも無視できない。なぜなら、当時の家父長制には「男性が公的領域で責務を果たし、家族を経済的・社会的に支える」という役割が強く期待されていたからである。クライストもその枠組みを否定したわけではないが、自分の内面のあり方がその“理想的男性像”にどうしても合致しないことを自覚していたと言える。彼が抱いていた芸術家・学問人としての生き方や、繊細さをともなう精神性は、同時代の“外へ出て振る舞う男性”という通念と相容れない部分があったわけだ。

クライストの残した他の手紙にも、家族を作る場合は父親としてどのように振る舞うべきかを悩む文面が散見される。そこでは婚約者に対して「夫が外で働き、妻がその精神的支えとなる」道徳観を当然視しつつも、彼自身が本当にその役割を全うできるのか迷いを見せている様子がかがえる。このギャップこそ、クライストが同時代の性別役割観を共有しながらも、心底からは安住できないジレンマを示していると言えよう。そのジレンマがのちに『拾い子』などの作品で家族や父子関係を扱う際、激しい愛憎や破局を衝動的に描き出す要因となった可能性は高い。

以上のように、官職を嫌う姿勢を語った手紙ひとつをとっても、クライストが抱いていたジェンダー観——「自分自身は理想的な国家市民＝男性にはなれないが、制度としては否定しない」という両義的立場——が明確に浮かび上がる。このことは、クライストの家族観・父子観を研究する上で不可欠な視点となる。すなわち、“父になる”ことや“公的役割を担う男性像”などの家父長制の要請を全面的に受け入れがたい一方、当時の社会規範を全否定しきれないという中間的態度が、彼自身の親子観や家庭像の根底に横たわっていたと言えるからである。

### 2-3 家庭を持たなかった事実と幼少期の体験

加えて見逃せないのは、クライストが幼少期に父母を相次いで亡くし、さらに生涯独身のまま 34 歳で自死したという点である<sup>8</sup>。言い換えれば、彼は「家父長」となる機会を現実には得ずに終わったことになる。この事実は、彼が男性として公的領域へ進む道を忌避しつつも、父になる責務を実際に負うことはなかったという特殊な立場を際立たせる。クライストが「父親としての役割」を推し量るとき、それはあくまで想像上・観念上のものであり、手紙から読み取れるように、世間の価値観に合わせて自分を正当化しようとする一方で、どこか本気でその道に踏み出さない態度が示唆されるのだ。

つまり、クライストは同時代の性別役割にある程度共感しながらも、自分はその“外”に存在するしかなかった人物だとも言える。幼くして父母を失った経験が、彼の内面に「血縁的な家族」という基盤を求める思いを刻んだのか、それとも家庭に対する漠然とした距離感を生じさせたのかは一概に断定できない。しかし、生涯を通じて自らの家を築かなかったという事実は、クライストの作品にしばしばみられる家族や父子関係の激しい衝突にも多大な



影響を及ぼしたであろう。ある意味で、彼は家父長として生きる自分を想像しながら、そこに辿りつかないまま芸術的創作へと邁進したのである。

以上の観点から眺めると、クライストの作品世界に顕著な「愛憎の噴出」や「血縁外の家族モチーフ」は、まさに彼が抱いていた不完全な家族観の投影なのかもしれない。“父にならない”まま、“父の死を幼少期に経験した男”が、同時代のジェンダー秩序に付き合う姿勢と抵抗感を繰り返し噛みしめる——そこにクライスト独自の家族観・父子観の核心があると考えられるのである。

### 第3章 『拾い子』における父子関係の分析

#### 3-1 「家族 (Familie)」の不在とその歴史的成立

クライストの『拾い子 (Der Findling)』では家族をめぐる出来事が物語の中心であるにもかかわらず、家族を意味する単語「Familie」が本文中にまったく登場しない。これは一見奇妙なことのようと思われるが、『ヨーロッパ家族社会史』が指摘するように、ドイツ語において「Familie」という言葉が一般的に浸透したのは18世紀になってからだという。

というのは、たとえば中世後期や近世でさえ、ドイツ語には親子集団を示す固有の言葉が欠けていた。現在では世帯共同体の視点で家族と理解され、社会学者がいつそう正確に核家族や小家族と特徴づけているものである。[この言葉がなかったため][妻や子とともに]といった複雑な言い換えをしなければならなかった。(中略—論者)

まさしく現在のドイツ語の「ファミリーエ Familie」は、18世紀に初めて一般的な言葉として浸透する。この言葉は、フランス語の「ファミリーユ famille」からくるものであり、さらにこのフランス語はラテン語の「ファミリア familia」に由来する。したがって18世紀に、西欧では核家族がはっきりとした特徴を持ってまず存在したのにたいし、中欧では特別な単位として明確な形をとるには時間がかかったといえる<sup>9</sup>

クライストが1777年に生まれ、『拾い子 (Der Findling)』が1811年に公刊された背景を考慮すると、「Familie」という言葉が普及し始めてちょうど半世紀程度しか経過していない時期にあたる。実際、クライストの他作品——たとえば『チリの地震 (Das Erdbeben in Chili)』や『O公爵夫人 (Die Marquise von O…)』——では「Familie」が幾度も用いられている。にもかかわらず、『拾い子』には一度として「Familie」が登場しない点は、意図的な表現と見なしてよいだろう。では、本作の本文中で「家族」を意味する概念はどのように表されているのだろうか。その答えは「Haus」という語にある。

血族だけからなる共同体にドイツ語で新しい言葉をあてる必要が生じたことは、ラテン語の「ファミリア」に対応するドイツ語の、特殊な概念の発展史と関連している。つまり、ドイツ語の「家 (ハウス)」が問題になる。ラテン語の「ファミリア」は建物としての家という意味をもたず、そのなかに暮らす人間の団体だけを指した。ところが、ド

イツ語の「家（フス）」ないし「ハウス」は包括的な古い意味をもち、建物と同時にそこに住む社会全体を意味していた。そうした理解で「家」は18世紀まで一般的に使用され、したがって前工業時代の全体にわたって、この意味での社会形態を表す中心的な言葉であった<sup>10</sup>。

このような語史的背景から見れば、近代的な「家族 = Familie」という意識がまだ十分に定着していなかった当時のドイツ語圏では、建物とそこに所属する人びとを併せて示す「Haus」がしばしば“家族”という概念の代わりを果たしたと考えられる。クライストが『拾い子』の中で「Familie」を用いず「Haus」を多用している事実は、単に語彙的な選択にとどまらず、作品の家族表現や家父長制描写に関わる重要な意図を示唆する可能性がある。実際に、『拾い子』本文で「Haus」がどのように使われているかを具体的に見ていきたい。

### 3-2 『拾い子』本文における「Haus」の使用分析

本文では「Haus」が14回登場する。そのうちの多くは建物としての「Haus」が中心であり、土地や財産としての「Haus」、家族（Familie）としての「Haus」の登場も確認できる。以下に、これらの使用例をドイツ語本文と日本語翻訳を引用しながら分析していく。

#### 1. 建物としての「Haus」

『拾い子』における「Haus」の使用の大部分は、物理的な建物を指すものである。これらの引用は、物語の舞台設定や登場人物の居住環境を詳細に描写するために用いられており、家族という単位よりも建物自体に焦点を当てている。

Philippo Parquet, ihr Vater, ein bemittelter Tuchfärber in Genua, bewohnte ein Haus, das, wie es sein Handwerk erforderte, mit der hinteren Seite hart an den, mit Quadersteinen eingefaßten, Rand des Meeres stieß; große, am Giebel eingefugte Balken, an welchen die gefärbten Tücher aufgehängt wurden, liefen, mehrere Ellen weit, über die See hinaus<sup>11</sup>

彼女の父フィリッポ・パルケーはジェノアの裕福な染物屋で、住む家は、そうした商売上の必要から、裏手は切石積みの石垣でじかに海に接し、そこには破風に何本もはめ込んだ太い横木が、染めた布を掛けて干すためのものであったが、数尺も海へと突き出していた<sup>12</sup>。

特筆すべきは、「bewohnte ein Haus」と表現されているように、この「Haus」が「住む」ことを目的とした「家」であることが明確に示されている点である。ここでは、「切石積みの石垣」や「破風に挿入された太い横木」といったような詳細な建築描写がされている。また、「じかに海に接し」と記されているように、建物の立地に関する描写も含まれている。これらの要素は、フィリッポ・パルケーが裕福な染物屋であることを強調するための意図が感じられる。したがって、単に建物としての「Haus」を表現したく、クライストはこのような表現にしたのだろう。

## 2. 土地や財産としての「Haus」

次に「Haus」が土地や財産を指す場合を分析していく。

an ihm, dem Alten, sei es, das Haus zu räumen, denn er durch vollgültige Dokumente eingesetzt, sei der Besitzer und werde sein Recht, gegen wen immer auf der Welt es sei, zu behaupten wissen! (p.25)

彼の方こそ、老人こそ、家を出ていくがよい、なぜなら自分こそこの家の所有者であって、それはれっきとした証書で認められており、よし世のなかの誰が相手であろうと、自分の権利はどこまでも守りとおして見せる (p.29)

ここでは、「Haus」が経済的な資産として描かれている。「der Besitzer」とあるように所有の対象となる「家」であり、「sein Recht」が存在する「家」であることが分かる。また、財産としての「Haus」は、家族の安定性や社会的地位を象徴するものであり、その権利の移動が物語の悲劇的な展開を促進する役割を果たしている。つまり、ここでの財産としての「Haus」は、家族の経済基盤を支える重要な要素として機能している。クライストは、この財産としての「Haus」が失われることで家族（Haus）がどのように崩壊するかを描くことで、物質的な基盤と人間関係の相互依存性を強調している。これは、家族の強さが経済的安定に依存しているという家父長制の問題点を浮き彫りにするものであり、家族関係の本質的な脆弱さを示す重要な箇所だろう。

## 3. 家族 (Familie) としての「Haus」

『拾い子』において「Haus」が家族を意味する場合を分析していく。これは、「Familie」という言葉が使われない中で、クライストが家族という概念をどのように表現しているかを考察する上で重要なポイントである。

Piachi, der mit dem Hause dieses Herrn in Handelsverbindungen stand, und Elviren eben dort, da sie ihn pflegte, kennen gelernt und zwei Jahre darauf geheiratet hatte, ... (後略－論者) (p.10)

ピアーキイはこれなる人の家と取引の関係があり、エルヴィーレとはすなわちこの家で、彼女がその人の看病に当たっているときに知り合って、それから2年ののちに結婚したのであったが、... (後略－論者) (p.20)

この一例では、「Haus」が家族を指すために使用されている。ここではピアーキイが「dem Hause dieses Herrn」というひとつの家族に属するエルヴィーレと出会い、結婚に至る過程が描かれている。ここでの「Haus」は当然、家族を意味しており、「Familie」という語彙に置き換えても違和感はないだろう。

Der Doktor, der ihn und späterhin auch Elviren in seinem Hause aufnahm, ... (後略－論者) (p.25)

弁護士は、彼とそしてほどなくエルヴィーレをもわが家に引き取ったが、…（後略－論者）（p.29）

当然この一例でも、「Haus」は単なる建物としての「家」を指しているわけではないだろう。ニコロが所有権を手にした家から追い出されたということは、単なる建物としての家を失ったのではなく、また地位や経済資産としての「家」の所有権を失っただけでなく、まさしくひとつの家族としての「家」が崩壊したシーンなのである。そしてその引き取り先としての「家」がここで言及されている「Haus」である。中田氏はこの「in seinem Hause」を「わが家」と翻訳している。

### 3-3 登場人物の心理描写

『拾い子』は、商人アントーニオ・ピアーキイが、商用で訪れた街ラグーザで病気の孤児を拾い、自分の子どもとして育てるところから始まる。しかし、この「拾われた子ども」ニコロが家族に加わることで、家族関係は徐々に不穏な空気に包まれる。成長したニコロは、ピアーキイの妻エルヴィーレの亡き恋人と瓜二つの容姿を持ち、家族間に複雑な感情を引き起こす。物語のクライマックスでは、ピアーキイが妻エルヴィーレとニコロの不貞と思しき場面を目撃する。エルヴィーレはこの衝撃が原因で死亡し、ピアーキイは拾い子ニコロを殺害した結果、死刑に処される結末を迎える<sup>13</sup>。

本節では、登場人物たちの心理描写に焦点を当て、拾い子ニコロが家族内でどのような役割を果たしたのか、また彼を通じてクライストがどのように家族制度の崩壊や家父長制への批判を描いたのかを分析する。ニコロの存在は単なる破壊者ではなく、家族という共同体の内部矛盾を顕在化させる触媒として機能している。本稿では特に、ニコロの性格や行動、そしてピアーキイに注目し、家族関係の崩壊がどのように進行したかを考察する。

そもそもクライストは主観的な心理描写を用いず、作品内での出来事を客観的かつ簡潔な描写で淡々と表現している。したがって、ピアーキイやニコロの心理描写に関しても、基本的には客観そのものを思わせる表現を用いている。まずはピアーキイに関する描写について、分析していく。

彼が傷心の身を車中に移し、かたわらに空いたままの座席を見てあらためてハンカチを取り出し、涙せきあえないでいた…（後略－論者）（p.17-18）

この描写からも自明だが、ピアーキイはパオロへの強い愛があった。また、本作品中でピアーキイが涙を流す描写があるのは、後にも先にもこのシーンだけである。妻のエルヴィーレを失う時にも涙を流す描写がないのである。したがって、家族が崩壊に向かう前の、“正常な”父としてのピアーキイは、ニコロを家族に引き入れた時から失われていくのである。一方で、『拾い子』の分析として一般的な「ニコロ＝悪の化身」を主張したいわけではなく、私はピアーキイの家父長としての傲慢さを指摘したい。

ピアーキイは彼を学校に上げ、書き方や読み方、算術などを習わせ、そしてむりもない

ことであるが、彼を手に入れるにいたった代償が大きいものであっただけに、それだけこの少年がかわいく思えて来、そこで、この老人からはもう子種をもうける見込みのない人のいいエルヴィーレにもはかった上で、まだひと月とたたぬまに彼を息子として入籍してしまった。(p.18)

ピアークイはニコロを愛したかのように思えるが、その愛はパオロを失った反動であることが客観的に描写されている。また、ピアークイは自身が父としての責務をエルヴィーレに対して果たせないことをニコロを養子とすることでの贖罪しようとしている。このようにピアークイは家父長としてのあるべき姿に囚われると同時に、家父長であることの傲慢さを持って家族と向き合っていたのではなかろうか。またその家父長としてのあり方に囚われるピアークイと家父長が持つ権利によって——それは決してニコロによってではなく——家族の破滅へと向かうのである。あくまでニコロは触媒に過ぎず、自ら「Haus」をニコロに譲り渡し、また同時に間接的に妻エルヴィーレを死へと追いやったのである。

クライストがこの『拾い子』において、家父長制をテーマにしていたことを裏付けるものがある。それは、ピアークイによるニコロへの復讐が殺害であったことである。ヨーロッパ家族社会史によると、家族にはさまざまな機能があり、その一つに「裁判機能」があったという。「すなわち古い時代の観念にしたがえば、家裁判権には完全に正当に死殺権が含まれていた。たとえば奴隷にたいする死殺権であり、とくに子どもにたいしては遺棄権としてあり、姦通といった家族にたいする重大な過ちを犯した場合には妻にたいしても行使された。<sup>14</sup>」という当時の家父長に与えられていた権利は、まさにピアークイの行動と彼の家族で起こった出来事の中で機能している。その中でクライストが、ピアークイが法によって罰せられ、また彼が懇願しても簡単には死刑にならなかったように描いたのは、家父長制の批判とピアークイへの皮肉ととれるだろう。

何よりもクライストの、『拾い子』における自身の投影先はピアークイではないのである。クライストは父を10歳(1788年6月28日)の時に、母を15歳(1793年2月3日)の時に亡くしている。現存する彼の一つ目の手紙はこの母の死の少し後に書かれたものである。父の死に言及されたものは確認できない一方で、母の死に言及したものがある。

私が最初にいったのはもちろんフォン・フランケンベルク大尉の所でした。私にこんなに早く会えると、彼は思っていませんでした。しかし、彼は喜びました。フランクフルト・アン・デル・オーデルは、母がなくなってからというもの私にとってもはや楽しいところではない、と告げると、彼の怪訝さはしかししだいに消えていきました。私が母をなくしたことに彼は心から同情し、少くともよるべのない孤児ではないことを祝福し、それだけになお一層私の面倒を見てくれることを約束しました。(中略—論者)

最良のおばさん、あなたへの思いは、同時に、亡くなった優しい母への思いとなって、私の涙をしぼります、また、あなたのご親切を思うと、今私はよるべのない孤児ではないのだという思いがして慰められます<sup>15</sup>。

彼自身の境遇が、決してニコロのような乞食ではないものの、父母のいない幼少期であっ

たのである。クライスト自身があえて「孤児」ではないことに言及していることを踏まえると、彼は「もし自分が孤児だったなら」という想定をニコロに投影し、『拾い子』の中で描いているのではないだろうか。

同じく、現存する彼の手紙の第一号に、当時僅か15歳ではあるものの、彼の性格が非常にわかるものがある。

ナウムブルクの前に一つの高い岩があって、一つの古い城がその上にありました。百歳の老人がこの騎士の館の唯一の住人であるという話でした、このことを聞くのと、彼に会う決心をしたのは同時でした。ぐずぐずしたがらないロメリオ氏のあらゆる抗議を無視して、私はその険しい岩によじ登りはじめました。ぐらつく石は一步踏みこむと崩れ、それにつづく五フィートの墜落は私に計画をひるませてしまいました、そして、私の第二の同伴者マイヤー氏が、私を受けとめてくれなかったら、私にとってもっとひどい結果をひき起しかねなかったでしょう<sup>16</sup>。

『拾い子』の中で、ニコロの性格は、好奇心に富み、衝動的なものとして描かれている。この手紙からわかるように、クライスト自身の、少なくとも幼少期に関しては、非常に好奇心があり、衝動的な性格であったのだ。このように、クライストとニコロは境遇だけでなく、その性格も非常に似通っている、というよりもむしろ、クライスト自身の幼少期をニコロとして描いており、父という存在への葛藤や家父長という考え方を『拾い子』の中で表現している。

## 第4章 『拾い子』から見る家父長制批判と現代社会への示唆

### 4-1 『拾い子』における家父長制批判

クライストの『拾い子 (Der Findling)』が提示する家父長制批判は、単に「家長＝権威者が破局を迎える」という通俗的な悲劇の枠組みに留まらない。むしろ、私はこの作品において、クライストが意図的に“家父長たる者の矛盾”を過剰に描き出すことで、読者を挑発し、家族制度そのものへの再考を促していると考える。

最大の挑発は、アントーニオ・ピアーキイが家父長としての義務と権威をそれなりに果たしている点にある。彼は経済的基盤を整え、拾った孤児を実子同然に育てる——家長として表面上は申し分ない。しかし、その「拾い子」を殺害し、結末では死刑に処されるという破局に至る流れは、クライストがあえて家長の“美点”を否定する形で、家父長制自体の不条理を白日の下にさらしているのだと考えられる。

実際、作品内で描かれる父子関係には、お決まりの“父権＝絶対的に正しいもの”という構図がほとんど通用しない。家父長が子どもを迎え入れ、子への愛情や庇護を示すことが、一見美德のように見えながら、血縁外の存在（ニコロ）を過度に信頼した挙句に家族を失う。そこにこそ、クライストが時代背景（ナポレオン戦争や啓蒙主義）を踏まえて突き付ける、「父たる者の権威は自然に得られるものではない」という露悪的な視点があるように思う。

加えて、母（エルヴィーレ）の存在が急死という形でほとんど機能しないことも、家父長制の限界を暴く仕掛けだろう。父の“善行”が暴走し、母が負うはずの役割を奪う（あるいは認めない）構造の中で、家族は危うさを増すばかりだ。ここで私は、クライストが“家父長の至らなさ”というより、“家父長制の根底にある歪み”をこそ浮き彫りにしていると捉える。父の倫理観や行動が多少優れていようが、子どもが孤児であろうが、そもそも権威と愛情を両立させる仕組み自体に無理がある——そんな冷徹な判断を読者に迫っているように感じる。

結局、『拾い子』の家父長制批判は、「家長が非道である」というステレオタイプな図式に矮小化すべきではない。むしろ、「まっとうにふるまおうとする家長でさえ、血縁・権威・愛情の緊張を抱えて破局に至る」という構造を描いたことに、クライストの真意が宿っている。私は、この作品が投げかけるのは“家父長制は機能しうるか否か”という二択を超えた、“家父長制自体が抱える本質的な不可解さ”への疑問だと理解する。クライストは、家父長制を外面的にも内面的にも精一杯肯定的に描きながら、その最良の形すら破綻させることで、読者を突き放すように問いかける——「では、父子関係の理想像とは何なのか」と。そこにこそ、この作品の本質的な挑発と、私が捉える真の家父長制批判の鋭さがある。

#### 4-2 現代社会への示唆と今後の課題

クライストが『拾い子』で描き出した家父長制の脆弱性や父子関係の歪みは、二百年以上を経た今日でも示唆に富んでいる。とりわけ、孤児や血縁外の子を迎え入れる行為が、結果的に家族を破滅へ導くという作品のアイロニーは、現代における“家族の形”の多様化・拡張をいっそう複雑なものとして浮き彫りにしている。

第一に、「家長の庇護＝子どもの幸福」という図式を無条件に肯定しづらい社会状況がある。現代では、シングルペアレントやステップファミリー、養子縁組などが一般化し、従来の家父長制的なモデルとは異なる家族観があたりまえになりつつある。しかし、社会制度や法制度はなおも家父長制的な発想を色濃く残しており、“父は支配と保護を同時に担うべき存在”という観念が根強い。『拾い子』においては、父が善意から子を受け入れながらも愛憎・財産の争いへと発展していくが、現代のステップファミリーや里親制度でも、似た構造が見え隠れしている。血縁・権威・愛情が絡み合う中で「真の父性」を発揮することの難しさは、現代人にも十分通じる問題と言えよう。

第二に、“血のつながり”を超えた親子関係をどう位置づけるかが、ますます問われている。『拾い子』のように、孤児を家族に迎え入れることは肯定的にも見える一方で、当事者同士の愛情や尊重がなければ、権威と支配の構造が肥大化し、家庭を破局に導く要因になりかねない。現代社会では、養子縁組や特別養子などの制度が整えられつつあるが、クライストの物語が示す“外部からの侵入者”としての子どもをどう受け止めるのかという問題——そこには保護だけでなく、社会的・経済的利害が絡む——はいまだに根深い。それをいかに制度化・支援化しつつ、子の主体性を尊重していくかが課題となる。

第三に、家父長制に代わる新たな家族モデルを検討するうえでも、『拾い子』の家父長制批判は極めて有用である。ナポレオン期の激動期を舞台としながら、クライストは父子関係を悲劇的に崩壊させ、伝統的家族像を揺るがした。その批判精神は、現代社会でジェンダー

平等や多様な家族形態の検討が進められるなか、過去のものとして葬り去るよりもむしろ、先駆的であると言える。家族を“血縁と家父長の愛情”だけで結びつけるモデルが本当に有効なのか、親と子に内在する欲望や権力の動きをどこまで共有し、調整し合えるのか——これらを改めて問い直す契機を与えてくれるのが、『拾い子』という作品である。

結局のところ、クライストの家父長制批判が照らし出すのは、“理想的な父子像”や“家長の権威”を疑う態度そのものの重要性だ。私たちが現代において家族を再定義し、多種多様な家族モデルを社会が受け入れるためには、クライスト的な批判精神——すなわち家族における権力関係や愛憎のあり方を絶えず疑い、検証し続ける視点——を養う必要がある。このような文脈で、『拾い子』の家父長制批判が示すメッセージは、制度の不備を指摘するだけでなく、親子双方が互いの主体性を尊重し合わなければ家族は容易に崩壊するという警句として、今なお説得力をもって私たちを揺さぶるのである。

## おわりに

本論文では、ドイツ社会が近代化への大きな転換期にあった19世紀初頭を背景として、クライストの『拾い子』における家父長制批判と父子像の変容を中心に考察した。まず、フランス革命・ナポレオン戦争・啓蒙主義といった歴史的・思想的潮流が、封建的な家父長制を揺さぶる契機になっていたことを確認し、クライストがそれをどう受容・批判したかを整理した。

続いて、クライスト自身の手紙や生涯の軌跡から見えてきたのは、時代特有の性別役割観や家族への倫理観を抱え込みつつ、心の奥底では“父”となる道に抵抗感を抱いていた可能性があるという点であった。その逡巡は、『拾い子』における父子関係や家族崩壊の描写に投影され、家父長制のもつ危うさ——血縁・権威・愛情の三要素がいびつに絡み合う姿——を強烈に浮き彫りにしている。

特に、作品中でアントーニオ・ピアークイが善意から孤児を引き取りながらも破局を迎える展開は、家父長制の“理想”そのものがもともと脆弱であったことを示す。クライストは、家父長制がもつ保護と支配の両立が本質的に困難であることを、あえて悲劇を最大限にまで高める形で提示している。これは単なる家長の非道ではなく、“最良の家父長”さえも孤立・瓦解に至らしめる制度自体の限界を示唆するものだと考えられる。

現代社会では、血縁にとらわれない養子縁組やステップファミリー、シングルペアレントなど、多種多様な家族観が認められ始めている。しかし、法制度・社会制度や一般的な通念の中には、いまだ家父長制的な発想が残存し、父の権威と子の主体性がせめぎ合う場面は少なくない。ゆえに、『拾い子』が描く家族の悲劇と家父長制批判は、時代を超えて私たちの家族観・父子観を問い直すきっかけとなりうる。クライストの挑発的な筆致が投げかけるのは、むしろ「従来の家父長制を否定したあとに、いかなる家族のかたちや父子関係が成立し得るのか」という問いであり、私たちはその問いに十分答えられるだけの社会的・制度的準備を整えているだろうかという問題意識である。

本論文では、『拾い子』が19世紀ドイツ社会の矛盾を映しだしつつも、現代にも通じる普



遍的な家族の脆弱性や権威のあり方を描いていることを示した。さらに、クライストが“家”や“父性”をめぐる緊張関係を極端な悲劇の形で提示することで、制度自体に内在する歪みをえぐり出す文学的手法を取っていたことを指摘した。今後は、家族論・ジェンダー論とクロスオーバーする研究を進めることで、『拾い子』の家父長制批判が示す可能性をさらに広げていきたいと考える。クライストが放った痛烈な問いかけは、現在もなお、私たちの家族と親子像を揺さぶり続けているのである。

## 注

- 1 M. ミッテラウアー／R. ジーダー『ヨーロッパ家族社会史』（若尾祐司・若尾典子訳）、名古屋大学出版会、1993年、p.2-3.
- 2 同上、p.6.
- 3 この章に関しては、中村志朗『クライスト序説 現代文学の開拓者』、未来社、1979年を参照した。
- 4 川村二郎『集英社ギャラリー [世界の文学] 10 ドイツ I』、集英社、1991年、p.1085-1087.
- 5 この節に関しては、福迫佑治『クライスト—その生涯と作品』、三修社、1978年を参照した。
- 6 西尾宇広「公／私をめぐる価値観の交錯—クライスト『ミヒャエル・コールハース』」、京都大学大学院独文研究室研究報告刊行会、2010年、p.2.
- 7 中村啓訳『全訳 クライストの手紙』、東洋出版、1979年、p.170.
- 8 同上、p.822.
- 9 M. ミッテラウアー／R. ジーダー、前掲書、p.7.
- 10 M. ミッテラウアー／R. ジーダー、前掲書、p.9.
- 11 Heinrich von Kleist『Der Findling』、Createspace Independent Publishing Platform、2018年、p.9. 『拾い子』のドイツ語版の引用はすべてこの版による。以下、本文中に括弧でページ数のみを記す。
- 12 ドイツ短篇 24、集英社、1971年、『拾い子』（クライスト著・中田美喜訳）、p.19. 『拾い子』の日本語版の引用はすべてこの版による。以下、本文中に括弧でページ数のみを記す。
- 13 福迫佑治、前掲書、p.474-481.
- 14 M. ミッテラウアー／R. ジーダー、前掲書、p.86.
- 15 中村啓訳、前掲書、p.11-13.
- 16 中村啓訳、前掲書、p.8.

## 参考文献

- ・ Heinrich von Kleist『Der Findling』、Createspace Independent Publishing Platform、2018
- ・ ドイツ短篇 24、集英社、1971年、『拾い子』（クライスト著・中田美喜訳）
- ・ 中村志朗『クライスト序説 現代文学の開拓者』、未来社、1979年
- ・ 川村二郎『集英社ギャラリー [世界の文学] 10 ドイツ I』、集英社、1991年
- ・ 福迫佑治『クライスト—その生涯と作品』、三修社、1978年
- ・ 中村啓訳『全訳 クライストの手紙』、東洋出版、1979年
- ・ 大宮勘一郎／橘宏亮／西尾宇広／ルート・クリューガー／ゲルハルト・ノイマン／ヴェルナー・ハーマツハー／ハルトムート・ベーム『ハインリッヒ・フォン・クライスト「政治的なるもの」をめぐる文学』、インスクリプト、2020年

- ・相良守峯訳『O公爵夫人 他六篇』、岩波書店、1951年
- ・M. ミッテラウアー／R. ジーダー『ヨーロッパ家族社会史』（若尾祐司・若尾典子訳）、名古屋大学出版会、1993年
- ・イヴァン・ジャブロンカ『マチズモの人類史——家父長制から「新しい男性性」へ』（村上良太訳）、明石書店、2024年
- ・マクス・コメレル『文学の精神と文字——ゲーテ・シラー・クライスト・ヘルダーリン』（新井靖一・神尾達之・萩野静男訳）、国文社、1988年
- ・西尾宇広「公／私をめぐる価値観の交錯—クライスト『ミヒャエル・コールハース』」、京都大学大学院独文研究室研究報告刊行会、2010年
- ・南勉「ハインリッヒ・フォン・クライストのノヴェレ『拾い子』について—“Übel”を中心として—」、島根大学法文学部西洋文学・語学教室、1980年
- ・松沢芳郎「ハインリヒ・フォン・クライスト」、信州大学人文学部、2011年